令和5年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予算議案)

議案1	令和5年度小樽市一般会計予算
議案2	令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案3	令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案4	令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案5	令和5年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案6	令和5年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案7	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案8	令和5年度小樽市病院事業会計予算
議案9	令和5年度小樽市水道事業会計予算
議案10	令和5年度小樽市下水道事業会計予算
議案11	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案12	令和5年度小樽市簡易水道事業会計予算
議案13	令和4年度小樽市一般会計補正予算 (先議分)
議案14	令和4年度小樽市一般会計補正予算
議案15	令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案16	令和4年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案17	令和4年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案18	令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案19	令和4年度小樽市病院事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案20 小樽市子ども・子育て会議条例及び小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 案

こども家庭庁設置法の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正(令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行)に伴い、所要の改正(引用条項及び主務大臣等の変更)を行うもの

施行期日 令和5年4月1日

議案21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 案

特別職(市長、副市長及び教育長)の期末手当の支給割合に係る独自削減措置を廃止するもの

※ 令和4年12月27日に公布した小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正 する条例(以下「一部改正条例」という。)の一部改正により対応



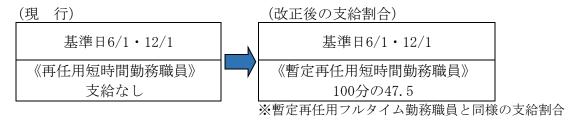
- ※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記
- ※ 特別職の期末手当は、職員の勤勉手当相当分を含む。

施行期日 公布の日(一部改正条例の施行期日は、令和5年4月1日)

議案22 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

定年の引上げに伴う暫定再任用短時間勤務職員の待遇改善を図る目的で、その勤勉手 当を支給するもの

※ 令和4年12月27日に公布した小樽市職員給与条例の一部を改正する条例(以下「一部改正条例」という。)の一部改正により対応



施行期日 公布の日(一部改正条例の施行期日は、令和5年4月1日)

議案23 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

正規職員の給料月額の引上げに準じ、会計年度任用職員の給料月額を引き上げるもの施行期日 令和5年4月1日

議案24 小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案

企業版ふるさと納税に係る寄附金をふるさと応援基金として積み立てるとともに、所要 の改正(規定の整備)を行うもの

《改正内容》

ふるさと応援基金の定義を変更するとともに、個人のふるさと納税に係る寄附金と企業版ふるさと納税に係る寄附金を区分し、基金を処分できる場合として、寄附金ごとに充当できる費用を明記するもの

施行期日 公布の日

議案25 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正(令和4年11月7日公布、同日施行)により、住宅部分の熱の損失の防止に関する誘導基準等が新設されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の区分を追加するとともに、宅地造成等規制法の一部改正(令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行)に伴うもののほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準の新設に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の区分の追加
 - (例) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
 - ・誘導基準に適合する戸建住宅及び複合建築物の住宅部分(1戸)の場合 19,000円(評価機関審査を受けた場合 7,000円)
 - ・誘導基準に適合する共同住宅及び複合建築物の住宅部分(2戸以上5戸以内) の場合 35,000円(評価機関審査を受けた場合 11,000円)など
- ② 所要の改正

ア 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、2年間の経過措置期間が設けられたことに よる引用条項の旧宅地造成等規制法への変更

イ 引用条項の修正及び削除並びに文言整理

施行期日 公布の日(②所要の改正のアについては、令和5年5月26日)

議案26 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案

基準内閣府令(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)の一部改正(令和4年3月31日公布・同年4月1日施行、同年12月16日公布・同日施行)に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、児童福祉法の一部改正(令和4年12月16日公布・同日施行)による児童の懲戒の廃止に伴う改正を反映させるとともに、所要の改正(文言整理)を行うもの

《新たに適用する基準内閣府令の内容》

・懲戒に係る規定の削除 児童福祉法の一部改正により、児童の懲戒が廃止されたことに伴い、懲戒に係る権 限の濫用禁止に関する規定を削除するもの

施行期日 公布の日

議案27 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例案

基準省令(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)の一部改正(令和4年11月30日公布・令和5年4月1日施行、令和4年12月16日公布・同日施行、同月28日公布・令和5年4月1日施行)に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等に対し、自動車の運行時に利用乳幼児の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、児童福祉法の一部改正による児童の懲戒の廃止に伴う改正等を反映させるほか、所要の改正(文言整理)を行うもの

《新たに適用する基準省令の内容》

- ・利用乳幼児の安全確保のための取組の強化(令和5年4月1日から) 利用乳幼児の安全確保を図るため、安全計画の策定並びに研修及び訓練の実施など を義務付けるもの
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の緩和(令和5年4月1日から)

適用除外となっていた保育室及び各事業所の特有の設備並びに利用乳幼児の保育に 直接従事する職員についても兼ねることができるようにするもの

・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置の明確化(令和5年4月1日から)

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置として、訓練の実施を努力 義務とするもの

- ・懲戒に関する規定の削除
- 児童福祉法の一部改正により、児童の懲戒が廃止されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの
- ・自動車を運行する場合の所在確認(令和5年4月1日から) 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合は、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼等を行うこと並びに利用乳幼児の降車の際にブザー等の装置を用いることにより所在を確認することを義務付けるもの

施行期日 公布の日

議案28 小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例案

基準省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)の一部改正(令和4年11月30日公布・令和5年4月1日施行、令和4年12月28日公布・令和5年4月1日施行)に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童健全育成事業者に対し、自動車の運行時に利用児童の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、所要の改正(文言整理)を行うもの

《新たに適用する基準省令の内容》

- ・利用児童の安全確保のための取組の強化(令和5年4月1日から) 利用児童の安全確保を図るため、安全計画の策定並びに研修及び訓練の実施などを 義務付けるもの(1年間の経過措置あり)
- ・業務継続に向けた取組の強化(令和5年4月1日から) 感染症や非常災害が発生した場合に、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築 する取組として、業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施などを努力 義務とするもの

・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置の明確化(令和5年4月1日から)

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置として、訓練の実施を努力 義務とするもの

・自動車を運行する場合の所在確認(令和5年4月1日から) 利用児童の移動のために自動車を運行する場合は、利用児童の乗車及び降車の際 に、点呼等により所在を確認することを義務付けるもの

施行期日 公布の日

議案29 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

健康保険法施行令の一部改正(令和5年2月1日公布、同年4月1日施行)に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正(令和5年2月1日公布、同年4月1日施行)に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 出産育児一時金の支給額の引上げ 出産育児一時金の支給額を8万円引き上げる(40万8,000円→48万8,000円)もの
- ② 保険料の賦課限度額の改定

法定限度額に合わせるため、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を引き上げるもの

	現行	改正後	令和5年度法定額
基礎分	65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円

③ 低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得の引上げ

低所得者の保険料の応益割(均等割及び平等割)について、5割軽減及び2割軽減の対象とする世帯の軽減判定所得を引き上げる(5割軽減:28万5,000円→29万円、2割軽減:52万円→53万5,000円)もの

④ 保険料の賦課割合の変更

全道統一的な保険料率 (標準保険料率) に近づけるため、応益割の割合を引き上げ、 応能割 (所得割) の割合を引き下げるもの

	現行	改正後	標準保険料率 (目標値)
応能割 (所得割)	45/100	43/100	36/100
応益割	55/100	57/100	64/100
(均等割+平等割)	(32/100 + 23/100)	(33/100 + 24/100)	(37/100 + 27/100)

⑤ 所要の改正

- ア 普通徴収に係る保険料の納期については、毎月1日から末日までとしているところ、納付通知書を送付した月にあっては、当該納付通知書が送達された日から末日までとするもの
- イ 特例対象被保険者等に係る届出における提示書類として、雇用保険受給資格者証 のほか、雇用保険受給資格通知を用いることを可能とするもの

施行期日 令和5年4月1日

議案30 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

国からの通知を踏まえ、刑事施設等に一定期間拘禁された者を保険料の減免対象に追加 するとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 保険料の減免対象者の追加

刑事施設等(刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設)に1月を超えて拘禁された者を保険料の減免対象に追加するもの

② 所要の改正

ア 普通徴収に係る保険料の納期については、毎月1日から末日までとしているところ、納入通知書を送付した月にあっては、当該納入通知書が送達された日から末日までとするもの

イ 文言整理

施行期日 令和5年4月1日

議案31 小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案

小樽市公共施設再編計画に基づき、事業内職業訓練センターを移転するとともに、所要 の改正(文言整理)を行うもの

現 在 小樽市東雲町 9 番12号 (旧堺小学校)

移転後 小樽市奥沢5丁目3番1号(旧天神小学校)

※ 施設管理者となる清掃事業所が移転する日以後(6月上旬以降)に移転予定 施行期日 規則で定める日

議案32 小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正(令和4年12月14日公布、令和5年4月1日施行)に準じ、第 1種電柱等の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うもの 《改正内容》

- ① 道路法施行令に準じた単価となるよう、令和2年度から令和5年度にかけて段階的に減額改定するもの(今回は最終年度分の改定であり、道路法施行令の一部改正による改正後の額に準じるもの)
 - ※ 減額改定の例

第1種電柱(1本につき1年) 631円→570円 電柱等に添加する看板(表示面積1㎡につき1年) 1,766円→1,260円

② 所要の改正

文言整理

施行期日 令和5年4月1日

議案33 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正(令和4年5月20日公布、同月31日施行など)に伴うもの(引用条項の修正)のほか、所要の改正(文言整理)を行うもの

施行期日 公布の日

議案34 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

子育て世帯向け公営住宅の入居要件等を緩和するとともに、塩谷B住宅を用途廃止する もの

《改正内容》

① 子育て世帯向け公営住宅の入居要件等の緩和

	H CEMPTO FIELD OF MAXIM				
	現在	改正後			
入	小樽市に住所を有している(住民票	小樽市外に住所を有していても入居			
居	がある)こと。	可能			
要	小学校入学前の者(未就学児)が同	中学校卒業前の者が同一世帯にいる			
件	一世帯にいること(規則で規定)。	こと(規則で規定)。			
入	上記の者(2人以上いる場合は、年	上記の者(2人以上いる場合は、年			
居	齢が最も低い者)が小学校を卒業す	齢が最も低い者)が中学校を卒業す			
期	るまで(規則で規定)	るまで (規則で規定)			
限	※ 条例上の上限:13年	※ 条例上の上限:16年			

② 塩谷B住宅の用途廃止

施行期日 令和5年4月1日

議案35 小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案

博物館法の一部改正(令和4年4月15日公布、令和5年4月1日施行)に伴うもの(引用条項の変更)のほか、所要の改正(文言整理)を行うもの

《改正条例》

- ① 小樽市総合博物館条例
- ② 市立小樽文学館条例
- ③ 市立小樽美術館条例
- ④ 小樽市旅館業法施行条例

施行期日 令和5年4月1日

議案36 工事請負変更契約について

旧色内小学校解体工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 1億7,875万円 変更後 1億8,047万7,000円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号 阿部・西條・みかみ共同企業体

議案37 工事請負変更契約について

忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 3億3,440万円 変更後 3億4,808万4,000円

② 契約の相手方

小樽市若竹町3番1号

近藤・小杉共同企業体

議案38 工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するもの

契約金額

変更前 9億6,074万円 変更後 10億2,702万6,000円

② 契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号 阿部・福島・西條共同企業体

議案39 動産の取得について

次の物品を取得するもの

- ① 物品名 ロータリ除雪車(2.2m/2,300 t級) その1
- ② 取得価格 5, 137万円
- ③ 取 得 先 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 番10号 株式会社NICHIJO

議案40 動産の取得について

次の物品を取得するもの

- ① 物品名 ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t級) その2
- ② 取得価格 5, 137万円
- ③ 取 得 先 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 番10号 株式会社NICHIJO

議案41 小樽市副市長の選任について

上 石 明 氏 令和5年4月1日選任予定者 (小 山 秀 昭 氏 令和4年12月4日任期満了)

議案42 市道路線の認定について

(路線名) 樽川西循環分線

【資料1】

議案43 市道路線の変更について

(路線名) 潮見台小学校東通線

【資料2】

(報 告)

• 専決処分報告

第三者が撮影した写真を委託業務の受託者が無断で成果品に掲載し、平成29年7月11日から当該成果品を市のホームページで公開したことによる損害賠償について、令和5年2月7日に専決処分したもの

賠償額 25万4,000円(無断使用料金相当額等)

• 専決処分報告

令和4年12月29日に発生した総合博物館敷地内の樹木の枝からの落雪による車両損傷事 故に係る損害賠償について、令和5年2月7日に専決処分したもの

賠償額 13万548円 (車両修理費)

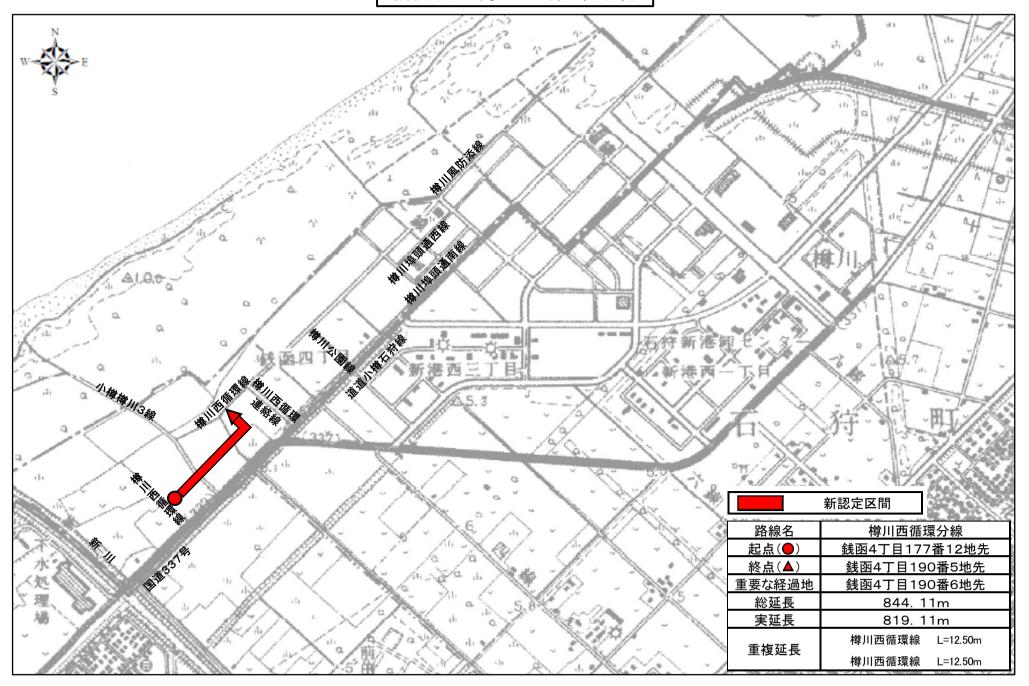
発生場所 小樽市手宮1丁目2番1号 マックスバリュ手宮店駐車場内

(追加予定議案)

• 令和4年度小樽市一般会計補正予算

令和4年度小樽市一般会計補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金による事業費の予算(繰越明許費)を措置するもの

新認定 樽川西循環分線



路線変更 潮見台小学校東通線

